

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第6号

### 公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料の調整額) 第8条の2 略	(給料の調整額) 第8条の2 給料の調整額は、別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員については、その調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に勤務割合を乗じて得た額)とする。ただし、その額が当該職員の給料月額の100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額の100分の25に相当する額とする。
(管理職手当の支給) 第20条 略 (1)・(2) 略 (3) 条例第22条第3号に掲げる <u>特別支援学校</u> の教諭にあっては、給料月額に100分の10(特別措置条例第3条の規定により教職調整額が支給される職員にあっては、100分の8)を乗じて得た額 2~4 略	(管理職手当の支給) 第20条 管理職手当の月額は、次に掲げる額とする。 (1)・(2) 略 (3) 条例第22条第3号に掲げる <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 及び <u>養護学校</u> の教諭にあっては、給料月額に100分の10(特別措置条例第3条の規定により教職調整額が支給される職員にあっては、100分の8)を乗じて得た額 2~4 略
(特殊勤務手当の支給) 第21条 略 2 略	(特殊勤務手当の支給) 第21条 略 2 略

3 略

略	
特別支援学校	略

4～6 略

別表第1 納入額の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員	調整数
特別支援学校に勤務する職員	2
略	
略	特別支援学級の児童又は生徒の授業を担当する職員
	2
	略

3 条例第23条第1項第3号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職務は、次の表の左欄に掲げる学校の種類の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める職務（現職教育主任及び保健主事にあっては6学級未満の、小学校に置かれる生徒指導主事及び中学校に置かれる進路指導主事にあっては12学級未満の学校に置かれるものを除く。）とする。

略	
盲学校、聾学校及び養護学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 高等部に置かれる進路指導主事 学科主任 審査主任 保健主事 分校主任 人権・同和教育主任

4～6 略

別表第1 納入額の調整額の適用区分表（第8条の2関係）

職員	調整数
盲学校、聾学校及び養護学校に勤務する職員	2
略	
人事委員会に協議して指定する職員	特殊学級の児童又は生徒の授業を担当する職員
	2
	略

（香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正）

第2条 香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤務評定の種類及び実施の時期)	(勤務評定の種類及び実施の時期)
第3条 略 2～4 略	第3条 略 2 略 3 条件評定は、条件付採用期間中の職員のうち、教諭、助教諭及び講師にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して10月を経過した日、その他の職員にあっては当該職員の条件付採用期間が開始した日から起算して5月を経過した日に実施するものとする。 4 略
附 則	附 則

2 特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に係る第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「10月」とあるのは、「5月」とする。

2 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に係る第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「10月」とあるのは、「5月」とする。

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業日等) 第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第8号の規定は、特別支援学校には、適用しない。 (1)～(9) 略	(休業日等) 第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第8号の規定は、 <u>盲学校、聾学校及び養護学校</u> には、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 学年始休業日（4月1日から同月5日までの日をいう。） (4) 夏季休業日（7月21日から8月31日までの日をいう。） (5) 冬季休業日（12月25日から翌年の1月7日までの日をいう。） (6) 学年末休業日（3月20日（中学校にあっては、同月25日）から同月31日までの日をいう。） (7) 農繁期休業日（夏季及び秋季の農繁期を通じて10日を超えない範囲内で校長が定める日をいう。） (8) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第59条第5項に規定する学力検査を行う日及びその翌日 (9) 略
2 略	2 校長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、同項第4号又は第5号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。
3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。	3 高等学校、 <u>盲学校及び聾学校</u> の専攻科における第1項第3号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。
4～6 略	4～6 略
(教育課程の編成)	(教育課程の編成)

第5条 中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）の教育課程は、法令に定めるもののほか、それぞれ中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領並びに教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

2 特別支援学校の幼稚部の教育課程は、法令に定めるもののほか、特別支援学校幼稚部教育要領及び教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

3 略

(1)・(2) 略

(3) 特別支援学校（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）の高等部

ア～オ 略

(4) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

ア～オ 略

(5) 特別支援学校の小学部（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）及び中学部

ア～エ 略

(6) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部

ア～ウ 略

4 略

（教材の届出）

第11条 略

第5条 中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部を除く。）の教育課程は、法令に定めるもののほか、それぞれ中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領並びに教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

2 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の教育課程は、法令に定めるもののほか、盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領及び教育委員会の定めるところにより、学年の当初に、校長が編成する。

3 校長は、第1項の教育課程を編成するに当たっては、次の各号に掲げる学校の種類に応じ、学年別に、当該各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 盲学校、聾学校及び養護学校（知的障害者を教育する養護学校を除く。）の高等部

ア～オ 略

(4) 知的障害者を教育する養護学校の高等部

ア～オ 略

(5) 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部（知的障害者を教育する養護学校を除く。）及び中学部

ア～エ 略

(6) 知的障害者を教育する養護学校の小学部

ア～ウ 略

4 略

（教材の届出）

第11条 校長は、教材の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、第3号様式による教材使用届出書により、教育長に届け出なければならない。この場合において、特に必要と認められるときは、教材の見本を添えなければならない。

(1) 教科書の発行されていない教科若しくは科目又は道徳、特別活動若

(成績の評価等)

第12条 略

2 略

3 特別支援学校の幼稚部の児童の出席簿は、第5号様式によるものとする。

(卒業証書等)

第13条 略

(1)・(2) 略

(3) 特別支援学校 第7号様式

2 略

(1) 高等学校及び特別支援学校の専攻科 第8号様式

(2) 特別支援学校の幼稚部 第8号様式の2

#### 第4章 特別支援学校

(主事)

第42条 特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部に、それぞれ、主事を置く。

2・3 略

(準用)

第46条 第27条の2、第27条の6、第34条の2及び第34条の3の規定は、特

しくは総合的な学習の時間の主たる教材として教科書以外の図書を使用しようとするとき。

(2) 副読本、問題集、解説書その他これらに準ずるものと計画的、かつ、継続的に使用しようとするとき。

(成績の評価等)

第12条 略

2 略

3 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部の児童の出席簿は、第5号様式によるものとする。

(卒業証書等)

第13条 校長は、次の各号に掲げる学校の所定の教育課程（専攻科及び幼稚部の教育課程を除く。）を修了したと認めた者に対し、当該各号に掲げる様式による卒業証書を授与しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 盲学校、聾学校及び養護学校 第7号様式

2 校長は、次の各号に掲げる学校の専攻科又は幼稚部の所定の教育課程を修了したと認めた者に対し、当該各号に掲げる様式による修了証書を授与しなければならない。

(1) 高等学校、盲学校及び聾学校の専攻科 第8号様式

(2) 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部 第8号様式の2

#### 第4章 盲学校、聾学校及び養護学校

(主事)

第42条 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部並びに聾学校の幼稚部に、それぞれ、主事を置く。

2・3 略

(準用)

第46条 第27条の2、第27条の6、第34条の2及び第34条の3の規定は、盲

別支援学校について準用する。この場合において、第34条の2第3項及び第4項並びに第34条の3第2項中「生徒」とあるのは、「児童、生徒又は幼児」と読み替えるものとする。

- 2 第27条の4の規定は、特別支援学校の中学部及び高等部について準用する。
- 3 第32条、第37条、第38条及び第40条の規定は、特別支援学校の高等部について準用する。

### 第3号様式（第11条関係）

略

備考 高等学校は課程等別に、特別支援学校は各部等別に作成すること。

学校、聾学校及び養護学校について準用する。この場合において、第34条の2第3項及び第4項並びに第34条の3第2項中「生徒」とあるのは、「児童、生徒又は幼児」と読み替えるものとする。

- 2 第27条の4の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の中学部及び高等部について準用する。
- 3 第32条、第37条、第38条及び第40条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部にこれを準用する。

### 第3号様式（第11条関係）

略

備考 高等学校は課程等別に、盲・聾・養護学校は各部等別に作成すること。

### （県立学校学則の一部改正）

第4条 県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部、課程、学科等) 第1条 略  2 学校の生徒（ <u>特別支援学校</u> の中学部の生徒を除く。）及び幼児の定員については、教育委員会が別に定める。	(部、課程、学科等) 第1条 県立学校（以下「学校」という。）の部、課程、学科等は、別表1のとおりとする。 2 学校の生徒（ <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 及び <u>養護学校</u> の中学部の生徒を除く。）及び幼児の定員については、教育委員会が別に定める。
(学科の目標) 第1条の2 略	(学科の目標) 第1条の2 学校に設置する専門教育を主とする学科の目標については、別表2のとおりとする。
(修業年限) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) <u>特別支援学校</u> ア～ウ 略	(修業年限) 第2条 学校の修業年限は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 及び <u>養護学校</u> ア～ウ 略

エ 高等部専攻科 2年(視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあっては、3年)

オ 略

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第8号の規定は、特別支援学校には、適用しない。

(1)～(9) 略

2 略

3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。

4・5 略

(課程の修了及び卒業の認定)

第8条 学校における各学年の課程(特別支援学校の幼稚部にあっては、所定の課程)の修了又は卒業の認定は、校長が行う。

2 略

第11条 略

2 中学校、高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部には、進路指導主事及び生徒指導主事を置く。

3・4 略

5 特別支援学校の小学部、中学部及び高等部並びに聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の幼稚部に、それぞれ、主事を置く。

(卒業証書等)

第16条 略

(1)・(2) 略

(3) 特別支援学校

2 略

エ 高等部専攻科 2年(盲学校にあっては、3年)

オ 略

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第8号の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校には、適用しない。

(1)～(9) 略

2 略

3 高等学校、盲学校及び聾学校の専攻科における第1項第3号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。

4・5 略

(課程の修了及び卒業の認定)

第8条 学校における各学年の課程(盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部にあっては、所定の課程)の修了又は卒業の認定は、校長が行う。

2 略

第11条 略

2 中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部及び高等部には、進路指導主事及び生徒指導主事を置く。

3・4 略

5 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部並びに聾学校の幼稚部に、それぞれ、主事を置く。

(卒業証書等)

第16条 校長は、次に掲げる学校の所定の教育課程(専攻科及び幼稚部の教育課程を除く。)を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

(1)・(2) 略

(3) 盲学校、聾学校及び養護学校

2 校長は、次に掲げる学校の専攻科又は幼稚部の所定の教育課程を修了し

- (1) 高等学校及び特別支援学校の専攻科  
 (2) 特別支援学校の幼稚部

別表1 (第1条関係)

中学校				
略				
高等学校				
名称	位置	主として行う 教育の内容	部等	学科
香川県立 香川東部養護 学校	さぬき市長尾西 字山ノ神475番 地	知的障害者で ある児童又は 生徒に対する 教育	小学部 中学部 高等部	普通科
香川県立 盲学校	高松市扇町2丁 目9番12号	視覚障害者で ある児童又は 生徒に対する 教育	小学部 中学部 高等部 高等部 幼稚部	普通科 保健理療科 理療科 専攻科
香川県立 聾学校	高松市太田上町 513番地1	聴覚障害者で ある児童又は 生徒に対する 教育	小学部 中学部 高等部 高等部 高等部	普通科 産業工芸科 被服科 理容科 産業工芸科 被服科 理容科

たと認めた者に対し、修了証書を授与する。

- (1) 高等学校、盲学校及び聾学校の専攻科  
 (2) 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部

別表1 (第1条関係)

中学校				
略				
高等学校				
名称	位置	部等	学科	
香川県立 盲学校	高松市扇町2丁目9番 12号	小学部 中学部 高等部 高等部 幼稚部	普通科 保健理療科 理療科 専攻科	
香川県立 聾学校	高松市太田上町513番 地1	小学部 中学部 高等部 高等部 高等部 幼稚部	普通科 産業工芸科 被服科 理容科 産業工芸科 被服科 理容科	
香川県立 香川東部養護学校	さぬき市長尾西字山ノ 神475番地	小学部 中学部	普通科 保健理療科	

			<u>幼稚部</u>	
<u>香川県立 香川中部養護 学校</u>	<u>高松市田村町 784番地</u>	<u>知的障害者で ある児童又は 生徒に対する 教育</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>	
			<u>高等部</u>	<u>普通科</u>
			<u>幼稚部</u>	
<u>香川県立 高松養護学校</u>	<u>高松市田村町 1098番地</u>	<u>肢体不自由者 である児童又 生徒に対する 教育</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>	
			<u>高等部</u>	<u>普通科</u> <u>工芸科</u>
<u>香川県立 香川丸亀養護 学校</u>	<u>丸亀市飯野町東 分592番地1</u>	<u>知的障害者で ある児童又は 生徒に対する 教育</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>	
			<u>高等部</u>	<u>普通科</u>
<u>香川県立 善通寺養護学 校</u>	<u>善通寺市善通寺 町字伏見2615番 地</u>	<u>病弱者（身体 虚弱者を含む。 以下同じ。） である児童又 は生徒に対す る教育</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>	
			<u>高等部</u>	<u>普通科</u>
<u>香川県立 香川西部養護 学校</u>	<u>観音寺市出作町 字池下712番地</u>	<u>知的障害者で ある児童又は 生徒に対する 教育</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>	
			<u>高等部</u>	<u>普通科</u>

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）	
高等学校	
略	
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部	
略	
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部	

		<u>高等部</u>	<u>普通科</u>
<u>香川県立 香川中部養護 学校</u>	<u>高松市田村町784番地</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>
			<u>高等部</u>
			<u>幼稚部</u>
<u>香川県立 高松養護学校</u>	<u>高松市田村町1098番地</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>
			<u>高等部</u>
			<u>工芸科</u>
<u>香川県立 香川丸亀養護 学校</u>	<u>丸亀市飯野町東分592 番地1</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>
			<u>高等部</u>
			<u>普通科</u>
<u>香川県立 善通寺養護学校</u>	<u>善通寺市善通寺町字伏 見2615番地</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>
			<u>高等部</u>
			<u>普通科</u>
<u>香川県立 香川西部養護 学校</u>	<u>観音寺市出作町 字池下712番地</u>	<u>小学部</u>	
			<u>中学部</u>
			<u>高等部</u>
			<u>普通科</u>

別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）	
高等学校	
略	
盲学校の高等部	
略	
聾学校の高等部	

略

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部

略

略

養護学校の高等部

略

(香川県教科用図書選定審議会規則の一部改正)

第5条 香川県教科用図書選定審議会規則(昭和39年香川県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 小学校、中学校並びに<u>特別支援学校の小学部及び中学部の教員</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 調査員は、次に掲げる者のうちから、香川県教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 小学校、中学校並びに<u>盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部及び中学部の教員</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4・5 略</p>

(香川県文化会館規則の一部改正)

第6条 香川県文化会館規則(昭和41年香川県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(常設展示室観覧料の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者</u></p> <p>(7) 日曜日、土曜日又は休日(1月1日を除く。)に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒</u></p>	<p>(常設展示室観覧料の免除)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者については、常設展示室観覧料を免除する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者</u></p> <p>(7) 日曜日、土曜日又は休日(1月1日を除く。)に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒</u></p>

## (香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第7条 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校を除く。以下第5号から第7号までにおいて同じ。）及び市立の高等学校の設置、廃止及び組織編制に関すること。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 特別支援学校及び特別支援学級（以下「特別支援学校等」という。）の設置、廃止及び組織編制に関すること。</p> <p>(2) 特別支援学校等の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導その他の学校教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 特別支援学校等の校長及び教員に対する前号に規定する専門的事項に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 特別支援学校の施設設備及び用地の整備に関すること。</p> <p>(5) 特別支援学校の教職員の旅費に関すること。</p> <p>(6) 特別支援学校の教材教具に関すること。</p> <p>(7) 特別支援学校等の就学に関すること。</p> <p>(8) その他特別支援教育に関すること。</p>	<p>(高校教育課の分掌事務)</p> <p>第5条 高校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校（盲学校、聾学校及び養護学校（以下「障害児教育諸学校」という。）を除く。以下第5号から第7号までにおいて同じ。）及び市立の高等学校の設置、廃止及び組織編制に関すること。</p> <p>(2)～(17) 略</p> <p>(特別支援教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 特別支援教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 障害児教育諸学校及び障害児学級（以下「障害児教育諸学校等」という。）の設置、廃止及び組織編制に関すること。</p> <p>(2) 障害児教育諸学校等の教育課程、学習指導、生徒指導、進路指導その他の学校教育の専門的事項の指導に関すること。</p> <p>(3) 障害児教育諸学校等の校長及び教員に対する前号に規定する専門的事項に係る研修に関すること。</p> <p>(4) 障害児教育諸学校の施設設備及び用地の整備に関すること。</p> <p>(5) 障害児教育諸学校の教職員の旅費に関すること。</p> <p>(6) 障害児教育諸学校の教材教具に関すること。</p> <p>(7) 障害児教育諸学校等の就学に関すること。</p> <p>(8) その他障害児教育諸学校等に関すること。</p>

## (公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第8条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）

1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表

級	標準職務
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務

2 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表

略

別表第3 学歴免許等資格区分表（第4条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒		略
2 短大卒	(1) 略	
	(2) 短大2卒	ア・イ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 略
	(3) 略	
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 略
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業

1 高等学校等教育職給料表級別標準職務表

級	標準職務
1級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の教頭の職務
4級	高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長の職務

2 中学校及び小学校教育職給料表級別標準職務表

略

別表第3 学歴免許等資格区分表（第4条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒		略
2 短大卒	(1) 略	
	(2) 短大2卒	ア・イ 略 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ 略
	(3) 略	
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科の卒業 イ 略
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等

		イ 略			部の卒業 イ 略
	(3) 高校2卒	略		(3) 高校2卒	略
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校若しくは <u>特別支援学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略		4 中学卒	中学卒 ア 学校教育法による中学校若しくは <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは <u>養護学校</u> の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 略

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第9条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年香川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(権衡職員)	(権衡職員)
第2条 条例第24条の7第3項に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。	第2条 条例第24条の7第3項に規定する高等学校又は <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは <u>養護学校</u> の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
(義務教育等教員特別手当の月額)	(義務教育等教員特別手当の月額)
第3条 略	第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（条例第5条第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。 (1)・(2) 略 (3) 前条に規定する職員で高等学校又は <u>特別支援学校</u> の高等部に勤務するもの（次号及び第5号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額 (4)・(5) 略

(6) 前条に規定する職員で特別支援学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(6) 前条に規定する職員で盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部に勤務するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に2分の1を乗じて得た額

(香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第10条 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（昭和57年香川県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(奨学資金の貸与要件及び額)</p> <p>第3条 略 2～4 略</p>	<p>(奨学資金の貸与要件及び額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第3条第1項に規定する教育委員会規則で定める奨学資金の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>3 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、奨学金の貸与を受けている者の申請に基づき、別表の左欄及び中欄に掲げる奨学金の種類（以下「奨学金の種類」という。）に応じ同表の右欄に掲げる金額の範囲内において、奨学金の額を変更することができる。</p> <p>4 教育長は、奨学金の種類に変更が生じた場合であって、その奨学金の貸与を受けている者が変更後の奨学金の種類に応じ別表の右欄に掲げる金額の最高額を超える額の奨学金の貸与を受けているときは、前項の規定により変更する場合を除き、奨学金の種類に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分以降の奨学金の額を当該最高額に変更するものとする。</p>																
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金 国立又は公立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び<u>特別支援学校</u>の高等部を含む。以下この項において同じ。）又は高等専門学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	奨学金 国立又は公立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び <u>特別支援学校</u> の高等部を含む。以下この項において同じ。）又は高等専門学校	略	略		略		<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金 国立又は公立の高等学校（中等教育学校の後期課程並びに<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>校及び<u>養護学校</u>の高等部を含む。以下この項において同じ。）又は高等専門学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	金額	奨学金 国立又は公立の高等学校（中等教育学校の後期課程並びに <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 校及び <u>養護学校</u> の高等部を含む。以下この項において同じ。）又は高等専門学校	略	略		略	
種類	金額																
奨学金 国立又は公立の高等学校（中等教育学校の後期課程及び <u>特別支援学校</u> の高等部を含む。以下この項において同じ。）又は高等専門学校	略																
略																	
略																	
種類	金額																
奨学金 国立又は公立の高等学校（中等教育学校の後期課程並びに <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 校及び <u>養護学校</u> の高等部を含む。以下この項において同じ。）又は高等専門学校	略																
略																	
略																	

(香川県歴史博物館規則の一部改正)

第11条 香川県歴史博物館規則（平成11年香川県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者</p> <p>(7) 日曜日、土曜日又は休日（1月1日を除く。）に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>特別支援学校</u>の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒</p> <p>2～7 略</p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者については、総合展示室及び部門展示室の観覧料を免除する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校における教育活動として入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒並びにこれらの者の引率を行う者</p> <p>(7) 日曜日、土曜日又は休日（1月1日を除く。）に入室する小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>の小学部、中学部及び高等部の児童及び生徒</p> <p>2～7 略</p>

(香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第12条 香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成14年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の額及び貸付けの方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(奨学金の額及び貸付けの方法)</p> <p>第5条 奨学金は、月を単位として貸し付けるものとし、その額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けようとする者の申請に基づき、高等学校等に入学した月の奨学金の額を、同項に規定する額に別表第2に定める額を加えた額とすることができる。</p> <p>3 教育長は、奨学生の申請に基づき、別表第1の左欄及び中欄に掲げる高等学校等の区分及び通学形態（以下「奨学生区分」という。）に応じ同表の右欄に掲げる金額の範囲内において、奨学金の額を変更することができる。</p> <p>4 教育長は、奨学生区分に変更が生じた場合であって、当該奨学生が変更後の奨学生区分に応じ別表第1の右欄に掲げる金額の最高額を超える額の奨学金の貸付けを受けているときは、前項の規定により変更する場合を除き、奨学生区分に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日</p>

別表1（第5条関係）

高等学校等の区分	通学形態	金額（月額）
国立又は公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>特別支援学校</u> の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略	略
私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>特別支援学校</u> の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略	略

備考 略

別表2（第5条関係）

高等学校等の区分	金額
国立又は公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>特別支援学校</u> の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略
私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>特別支援学校</u> の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

であるときは、その日の属する月) 分以降の奨学生の額を当該最高額に変更し、その旨を当該奨学生に通知するものとする。

- 5 奨学生は、原則として、3月分を一括してその最初の月に交付するものとする。

別表1（第5条関係）

高等学校等の区分	通学形態	金額（月額）
国立又は公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略	略
私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略	略

備考 略

別表2（第5条関係）

高等学校等の区分	金額
国立又は公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略
私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、 <u>盲学校</u> 、 <u>聾学校</u> 若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校的高等課程	略